会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第２３４３号
令和５年３月９日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（公印省略）

令和５年度第１回医療法人設立認可申請関係の日程について（通知）

このことについて、別紙のとおり埼玉県保健医療部医療整備課長から通知がありました。

つきましては、貴会管下会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

なお、設立認可申請については、県医療整備課が行う予備審査を必ず受ける必要がありますが、開業実績が１年未満の方（令和５年７月１日現在）は予備審査の予約ができません。

また、本件は埼玉県庁ホームページ（医療整備課）に掲載してある事を申し添えます。

予備審査　予約先
県医療整備課　医務担当
Email：a3530-10@pref.saitama.lg.jp

担　当：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

草加八潮医師会
収受
5.3.-9
第1283号

医第１１３９－３号
令和５年３月２日

一般社団法人埼玉県医師会長　様

埼玉県保健医療部医療整備課長
坂（ばん）　行正（公印省略）

令和５年度第１回医療法人設立認可申請関係の日程について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和５年度第１回の医療法人設立関係の手続きについて申請希望者向けの案内を別添のとおり作成いたしましたのでお知らせいたします。

なお、埼玉県庁ホームページの医療整備課のページに同様の情報を掲載しております。

担当　医務担当　中村
電話　０４８－８３０－３５３４

令和５年度第１回医療法人の設立手続について

１　日程（場所）

（１）予備審査予約受付（メール）

令和５年４月１０日（月曜日）９時～４月１２日（水曜日）１５時

（２）予備審査書類の事前提出期限

令和５年５月８日（月曜日）

（３）予備審査（面談）（場所：県庁医療整備課（本庁舎４階））

令和５年６月１２日（月曜日）～６月１６日（金曜日）

※予備審査書類の内容により、電話・メール等による実施となる場合があります。

（４）本申請受付（場所：保健所）

令和５年７月３１日（月曜日）～８月４日（金曜日）

（５）設立認可

令和５年９月下旬（予定）

（６）設立認可書の交付（場所：保健所）

令和５年９月下旬（予定）

２　申請手続

医療法人の設立認可申請は、医療整備課で行う予備審査を必ず受けてください。

（１）予備審査の予約

・別添予約票に必要事項を記入し、以下の予約先にメールしてください。

予約先：埼玉県庁　医療整備課　医務担当

メール：a3530-10@pref.saitama.lg.jp

予約受付期間：令和５年４月１０日９時～４月１２日１５時

※受付期間外に届いたメールについては、受付できませんので御注意ください。

※予約票は埼玉県ホームページの医療整備課のページに電子データを掲載していますので御活用ください。

・メールの件名は以下のとおりとしてください。

件名：【医療法人（社団）〇〇】予備審査予約票の送付について

※メール１通につき１法人の予約となります。

・翌日の正午までに予約確認メールを送付します。メールが届かない場合には、その日の１７時までに必ず御連絡をお願いします。期限までに御連絡がない場合、後日の御相談には対応致しかねますので御了承ください。（なお、上記以外の個別の問合せは御遠慮ください。）

※メール本文や署名欄にインターネットサイトへのリンクや画像ファイル（会社のロゴマーク等）が添付されている場合、スパムメールとして処理され、こち

らに届かない場合があります。リンクや画像等は削除したうえでメールしてください。

・県内の既存医療法人と同一の名称は予定法人名として使用できません。また、法人名が決まっていない場合は予約できません。予定法人名と同一の名称の法人が既にある場合には、こちらから御連絡いたしますので、再検討をお願いします。

・予備審査（面談）の日時は、送付いただいた予約票を参考に、受付順にこちらで決定させていただきます。記入例を参考に、希望日程の順位を多数設定していただければ、可能な限りその中から決定させていただきますが、御希望に沿うことができない場合がありますので御承知おきください。

※予備審査（面談）は予備審査書類の内容により、電話・メール等による実施となる場合があります。実施方法が変更となる場合には、予備審査を予約した方宛てに別途御連絡いたします。

（２）予備審査書類の事前提出

提出期限：令和５年５月８日（月曜日）

提出先：埼玉県庁　医療整備課　医務担当

提出部数：１部（申請者の控えについては、面談時に持参してください。）

（３）予備審査時の留意事項

・開業実績が現在地で１年に満たない方（令和５年７月１日現在）は、予備審査の予約はできません。

・財産目録の基準日は令和５年５月３１日現在としてください。

・申請書類の様式、留意事項等は医療整備課ホームページの「医療法人設立認可申請の手引き」を参照してください。また、作成の際には、書類間の整合性を確認してください。

・予備審査の段階では、作成書類への押印は不要です（証明書類については写しの添付可）。また、預金残高証明書は、事前提出の時点では不要です。面談時に写しをお持ちください。

・面談の際、行政書士（委任状を持参してください。）以外の方は、設立代表者又は設立者の同席をお願いします。同席されない場合は、予備審査をお断りします。

・予備審査の無断キャンセルは固くお断りします。

（４）本申請時の留意事項

・申請書類は正本１部、副本２部の計３部を保健所に提出してください。

・本申請を行うためには、必ず予備審査を終了する必要があります。（予備審査が終了しない場合は、本申請を行うことができません。）

・申請受付期間は厳守してください。
・申請の内容によっては、認可できない場合もあります。

3　その他

・行政書士でない者が、官公署に提出する書類及び電磁的記録の作成を業として行うことは、禁じられています（法律の定めのある場合を除く）。

≪注意≫

さいたま市内に主たる事務所を置き、同市内にのみ病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人の設立認可を受けようとする場合は、さいたま市長の認可になります。手続等については、さいたま市地域医療課（電話048-829-1292）に御確認ください。

（問い合わせ先）
埼玉県保健医療部医療整備課
医務担当：中村
電　　話：０４８－８３０－３５３４